

令和 8 年 6 月 12 日

学校法人豊田学園 理事会 御中

監事 藤 澤 伸 行



監事 田 内 憲 孝



監 査 報 告 書

私たちは、私立学校法第 52 条第 1 項第 1 号及び附則第 4 条第 1 項並びに学校法人豊田学園寄附行為第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、学校法人豊田学園の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における業務（教学に関する事項を含む。）の状況、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、監査を実施いたしました。

また、監査の実施に当たっては、学校法人豊田学園監事監査規程及び学校法人豊田学園監事監査ガイドラインに基づき、監事会の定期的な開催をはじめ、理事会や評議員会へ出席及び意見具申、理事及び職員から業務等に関する報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人との連携による計算書類の審査など、監査に必要な手続きをとりました。

この結果、学校法人豊田学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に、不正の行為又は法令若しくは学校法人豊田学園寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。

なお、岐阜保健大学では、日本高等教育評価機構による令和 7 年度大学機関別認証評価を受審し、同評価機構が定めた大学評価基準に適合していると認定されました。

しかしながら、同評価機構による「評価報告書」には、「改善を要する点」や「参考意見」が付されています。

とりわけ、内部質保証について改善を要する点として、「学習成果の把握・評価の全学的な取り組みを一層強化し、機能性が向上するよう改善を要する」、「大学院についても内部質保証システムの機能性に改善が必要である」や、教育課程について改善を要する点として、「修学成果の把握・評価の方法として学生の意識調査、就職先アンケート等の多角的な方法を取り入れ、全学的な学習成果の把握・評価を行うための実施体制の整備及び実施方法の拡充を行うよう改善が必要である。」との指摘事項については、早急な対応が必要であり、着実に改善を実施されることを求めます。